

岐阜県本社機能移転促進事業補助金交付要綱

(総則)

第1条 県は、企業の立地を促進し、県経済の活性化及び県民生活の安定を図るため、県外の企業（本社の所在地が県外にあり、かつ、営利の目的をもって事業を営む法人（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営むものを除く。）をいう。以下「補助事業者」という。）が県外から県内に本社機能を有する事業所の全部又は一部を移転する場合の当該本社機能を有する事業所の設置に要する経費に対し、予算の範囲内で、岐阜県本社機能移転促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 本社機能を有する事業所 次に掲げるもののいずれかに該当するものをいう。
ア 事務所であって、補助事業者の次に掲げるいずれかの部門のために使用されるもの
(ア) 調査及び企画部門
(イ) 情報処理部門
(ウ) 研究開発部門
(エ) 国際事業部門
(オ) 情報サービス事業部門
(カ) 商業事業部門
(キ) サービス事業部門
(ク) その他管理業務部門
イ 研究所であって、補助事業者による研究開発において重要な役割を担うもの
ウ 研修所であって、補助事業者による人事育成において重要な役割を担うもの
- (2) 初期投下固定資産 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する次のアからウまでに掲げるもののうち、それぞれ当該アからウまでに定めるものをいう。
ア 土地 本社機能を有する事業所の設置（家屋の新築又は増築をいう。以下同じ。）に係る工事の着手前1年（未造成の用地を取得した場合にあっては、本社機能を有する事業所の設置に係る工事の着手前3年）から操業、営業等の開始に至るまでに新たに取得したもの（知事が別に定める面積を上限とする。）
イ 家屋 本社機能を有する事業所の設置のために操業、営業等の開始に至るまでに新たに取得したもの（知事が別に定める部分に限る。）
ウ 償却資産 家屋の取得に伴い新たに取得した資産のうち、本社機能を有する事業所の設置に係る工事の着手日から操業、営業等の開始に至るまでに取得したもの
- (3) 事業所移転費 県外から県内に本社機能を有する事業所の全部又は一部を移転する場合における本社機能の用に供する機械・器具、備品等の移転に伴う運送費、設置費（県外の事業所における取外し費用を含む。）その他これらに準ずる経費をいう。
- (4) 移転常用雇用者 移転前の本社機能を有する事業所に第5条第1項の規定による承認の申請の日より前から勤務し、本社機能を有する事業所の設置に伴い当該承認の申請の日から第7条第2項に規定する交付申請対象期間の末日までの期間に、県外から県内に転入する常用雇用者で、労働契約法（平成19年法律第128号）第17条第1項に規定す

る有期労働契約以外の労働契約を締結し、かつ、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条第1項に規定する短時間労働者に該当しない者（県内に居住する者に限る。）をいう。

（5）従業員転居費 移転常用雇用者（当該移転常用雇用者の家族を含む。第9号及び第10号において同じ。）が転居する際の荷造運搬費、転入旅費その他これらに準ずる社会通念上常識的な範囲の費用で、企業が負担するものをいう。

（6）事業所改装費 本社機能を有する事業所の改装に係る経費及び本社機能の用に供する機械・器具、備品等の取得に要する経費をいう。

（7）シャトルバス借上費 移転常用雇用者が通勤に利用するシャトルバスの借上げ及び運行に係る経費をいう。

（8）機器リース料 リース取引（法人税法（昭和40年法律第34号）第64条の2第3項に規定するリース取引をいう。）により導入する本社機能の用に供する機械・器具、備品等のリースに要する経費をいう。

（9）従業員住宅取得費 地方税法第341条第3号に規定する家屋のうち、移転常用雇用者を居住させるために、本社機能を有する事業所の設置に伴い県内において新たに取得したものに係る経費をいう。

（10）従業員住宅借上費 移転常用雇用者を居住させるための従業員住宅（5戸以上のものに限る。）の賃借に係る経費をいう。

（11）新規常用雇用者 新規常用雇用者に係る期間内に本社機能を有する事業所に勤務する次のいずれかに該当する者で、労働契約法第17条第1項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結し、かつ、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条第1項に規定する短時間労働者に該当しない者をいう。

ア 県内に居住し、新たに雇用される常用雇用者

イ 転勤により県外から県内に転入する常用雇用者

（12）新規常用雇用者に係る期間 次に掲げる期間をいう。

ア 別表補助対象事業の欄1-①に該当する事業にあっては、第4条第1項に規定する指定の申請の日から第7条第1項に規定する交付の申請の日までの期間

イ 別表補助対象事業の欄2-①に該当する事業にあっては、第5条第1項に規定する承認の申請の日から第7条第2項に規定する交付申請対象期間の末日までの期間

（13）税財政優遇策 次に掲げるものをいう。

ア 課税免除等による優遇措置

イ 補助又は助成制度、奨励金その他の財政支出による優遇措置

（14）子会社 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。

（15）親会社 会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。

（16）中小企業 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

（17）企業立地の補助金 岐阜県企業立地促進事業補助金（平成17年8月1日制定）、岐阜県本社機能移転促進事業補助金（平成27年4月1日制定）及び岐阜県大規模空き工場企業誘致補助金（平成25年4月1日制定）をいう。

（補助対象事業等）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）並びに補助金の額及びその限度額は、別表のとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としないものとする。

（1）本社機能を有する事業所を設置する市町村の税財政優遇策（前条第13号アに掲げ

るもので、普通交付税に関する省令（昭和37年自治省令第17号。以下「省令」という。）第43条に規定する課税免除等の特例規定の適用を受けるものを除く。）の適用を受けない事業である場合

（2）この補助金を除く県の税財政優遇策（補助対象経費と重複する経費に対するものに限る。）（前条第13号アに掲げるもので、省令第42条に規定する課税免除等の特例規定の適用を受けるもの、岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例に関する条例（平成26年岐阜県条例第10号）の規定による優遇措置及び岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する条例（平成27年岐阜県条例第43号）の規定による優遇措置を除く。）を受ける事業である場合

（3）企業立地の補助金の規定による指定を過去に同一の敷地において受けている法人

（4）補助事業者が次のいずれかに該当する場合

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である場合

イ 役員等（役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を総括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人である場合

ウ 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している法人である場合

エ 役員等が、その属する法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用する法人である場合

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人である場合

カ 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人である場合

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している法人である場合

（補助対象事業の指定）

第4条 別表補助対象事業の欄1-①に該当する事業に係る補助金の交付を受けようとする者は、協議の上、本社機能を有する事業所の設置に係る工事の着手日の30日前までに、別記第1号様式により知事に申請して、補助対象事業に該当する旨の指定を受けなければならぬ。

2 前項の場合において、親会社及び子会社又はこれらと同等の関係にある複数の企業が共同で事業を行うときは、連名で、又は当該共同で事業を行う企業のうちいずれか一の企業がこれらの企業を代表して申請することができる。

3 知事は、第1項の規定による申請について、その内容が補助対象事業として適当であると認めるときは、補助対象事業として指定し、別記第2号様式により、その旨を補助事業者に通知するものとする。

4 知事は、第2項の規定による申請について、当該共同で行う事業が一の事業であると認め る場合に限り、補助対象事業として指定するものとする。

(補助対象事業の承認)

第5条 別表補助対象事業の欄1-②、2-①又は2-②に該当する事業に係る補助金の交付を受けようとする者は、協議の上、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により知事に申請して、補助対象事業に該当する旨の承認を受けなければならない。

(1) 別表補助対象事業の欄1-②又は2-②に該当する事業 別記第3号様式

(2) 別表補助対象事業の欄2-①に該当する事業 別記第4号様式

2 前項の規定による申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期日までに行わなければならない。

(1) 別表補助対象事業の欄1-②に該当する事業 本社機能を有する事業所の設置に係る工事の着手日の30日前

(2) 別表補助対象事業の欄2-①又は2-②に該当する事業 本社機能を有する事業所に係る家屋の賃貸借契約の締結日の15日前

3 前条第2項から第4項までの規定は、第1項の規定による申請について準用する。この場合において、前条第2項中「前項」とあるのは「第5条第1項」と、同条第3項中「指定」とあるのは「承認」と、「別記第2号様式」とあるのは「別表補助対象事業の欄1-②又は2-②に該当する事業にあっては別記第5号様式、別表補助対象事業の欄2-①に該当する事業にあっては別記第6号様式」と読み替えるものとする。

(補助対象事業の本社機能を有する事業所等の変更の承認)

第6条 前条第1項の承認（別表補助対象事業の欄2-①又は2-②に該当する事業に係るものに限る。）を受けた者は、本社機能を有する事業所の設置の場所等を変更しようとするときには、変更後の本社機能を有する事業所に係る家屋の賃貸借契約の締結日の15日前までに、別記第7号様式により知事に申請して、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請について、その内容が引き続き補助対象事業として適当であると認めるときは、これを承認し、別記第8号様式により、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の申請)

第7条 第4条第1項の指定を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、本社機能を有する事業所の操業、営業等の開始日から起算して6月以内に、交付申請書（別記第9号様式）により知事に交付の申請をしなければならない。

2 第5条第1項又は前条第1項の承認を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、本社機能を有する事業所の操業、営業等の開始日の15日前まで（2年目以降の補助金の交付の申請については、操業、営業等の開始日から1年を経過するごとの日までの期間（以下「交付申請対象期間」という。）の末日から20日以内）に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により知事に交付の申請をしなければならない。

(1) 別表補助対象事業の欄1-②又は欄2-②に該当する事業 別記第10号様式

(2) 別表補助対象事業の欄2-①に該当する事業 別記第11号様式

3 第1項又は第2項の交付の申請に当たっては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定通知)

第8条 規則第7条の規定による交付の決定の通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 第4条第1項の指定を受けたもの 別記第12号様式
- (2) 第5条第1項の承認（第1号に係るものに限る。）を受けたもの 別記第13号様式
- (3) 第5条第1項の承認（第2号に係るものに限る。）を受けたもの 別記第14号様式

2 知事は、前条第3項の規定により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについて、これを審査し、適當と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条第3項ただし書に規定する場合においては、規則第14条の規定による補助金の額の確定時に、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額することとし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第9条 補助金の交付の決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

- (1) 補助対象事業に要する経費の配分の変更（補助対象経費の20パーセント以内の配分の変更を除く。）をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - (2) 補助対象事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - (4) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- 2 前項に定めるもののほか、知事は、当該補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、次に掲げる条件を付することができる。
- (1) 補助金の額が1億円を超える場合において、当該1億円を超える部分に対する補助金を翌年度以降に分割して交付すること（別表補助対象事業の欄1-①に該当する事業に限る。）。
 - (2) その他知事が必要と認めるもの
- 3 第1項第1号から第3号までの規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 第1項第1号及び第2号の知事の承認 別記第15号様式
 - (2) 第1項第3号の知事の承認 別記第16号様式

(申請の取下げ)

第10条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付の決定の日から15日以内とする。

(実績の報告)

第11条 実績報告書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 第5条第1項第1号に掲げる事業 別記第17号様式
 - (2) 第5条第1項第2号に掲げる事業 別記第18号様式
- 2 実績報告書の提出期限は、交付申請対象期間の末日から30日を経過する日とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、第4条第1項の指定を受けた者にあっては、第7条第1項の交付申請書の提出をもって実績報告書の提出に代えるものとする。

4 規則第13条の場合において、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかなときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 規則第14条による額の確定の通知は、別記第19号様式により行うものとする。

2 規則第14条の規定にかかるわらず、第4条第1項の指定を受けた者にあっては、規則第5条の規定による交付の決定をもって規則第14条の規定による額の確定に代えるものとする。

(履行確認)

第13条 知事は次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類及び現地確認により、事業終了後速やかに履行の確認を行う。

- (1) 第4条第1項の指定を受けたもの 第7条第1項の交付申請書
- (2) 第5条第1項の承認を受けたもの 第11条第1項の実績報告書

2 現地確認を行うときは、あらかじめ、補助事業者に、確認の日時及び場所その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急に確認を行う必要があるときは、この限りでない。

(補助金の交付請求書)

第14条 第12条第1項の通知を受けた者は、別記第20号様式により知事に補助金の交付を請求することができる。

(補助金の交付)

第15条 知事は、前条の規定による請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別記第21号様式により速やかに知事に報告をしなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(暴力団の排除等)

第17条 規則第4条の交付の申請があった場合において、当該申請をした者が第3条各号に掲げる場合に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

2 知事は、規則第5条の規定による交付の決定をした後において、当該交付の決定を受けた者が第3条各号の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条第1項の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(指定の取消し等)

第18条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第4条第1項の指定、第5条第1項若しくは第6条第1項の承認又は規則第5条の規定による交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 第4条第1項の指定を受けた者又は第5条第1項若しくは第6条第1項の承認を受

けた者が、事業の休止又は廃止その他の事由により事業を実施していないとき。

(2) 第5条第1項又は第6条第1項の承認を受けた者が、正当な理由なく、補助金の交付を受けた日から5年以内に事業を休止し、廃止し、又は著しく縮小したとき。

2 知事は、前項の規定による取消しを受けた者が既に補助金の交付を受けているときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(地位の承継)

第19条 補助金の交付後に、合併、譲渡その他の事由により補助事業者から補助対象事業を承継した者は、この要綱に基づく補助対象事業に係る地位を承継するものとする。

2 前項の規定によるほか、合併、譲渡その他の事由により補助事業者から補助対象事業を承継した場合で、知事が補助対象事業の同一性、継続性等の観点から適当と認めるときは、当該事業を承継した者は、次に掲げる者の地位を承継することができるものとする。

- (1) 第4条第1項の指定の申請を行った者
- (2) 第4条第1項の指定を受けた者
- (3) 第5条第1項の承認の申請を行った者
- (4) 第5条第1項の承認を受けた者
- (5) 第6条第1項の変更の承認の申請を行った者
- (6) 第6条第1項の承認を受けた者
- (7) 第7条第1項又は第2項の交付の申請を行った者
- (8) 規則第5条の規定による交付の決定を受けた者
- (9) 規則第13条の規定による実績の報告を行った者
- (10) 規則第14条の規定による額の確定を受けた者

3 前2項の規定により地位を承継した者は、地位を承継させた者と連名で、その承継した日から1月以内に、別記第22号様式による事業承継届に承継の事実を証明する書類を添えて、これを知事に届け出なければならない。

(指示事項の遵守)

第20条 補助金の交付を受けた者は、別記第23号様式により、補助金の交付の決定を受けた日の属する事業年度の開始の日から5年以内に終了する各事業年度の補助対象事業に関する操業、雇用、営業等の状況について、各事業年度終了の日の翌日から3月以内に、知事に報告しなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、知事が当該補助金の交付の対象となる本社機能を有する事業所の操業、雇用、営業等の状況等についての報告を求める等必要な指示をしたときは、これに従うものとする。

(財産処分の制限)

第21条 規則第21条第2号の知事の定めるものは、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が1件当たり50万円以上の償却資産とする。

2 規則第21条ただし書の知事が定める期間は、補助金の交付を受けた日（第9条第2項第1号に規定する条件に基づいて補助金を分割交付する場合は、別記第12号様式により通知する年度の補助金の交付を受けた日）後5年間とする。

(書類、帳簿等の保存期間)

第22条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間とする。

(書類の提出部数)

第23条 この要綱により提出すべき書類の部数は、1通とする。

(委任)

第24条 この要綱の取扱いに関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、改正後の岐阜県本社機能移転促進事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成29年4月1日以後に新要綱第4条の規定による指定の申請又は新要綱第6条の規定による承認の申請を行う事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年8月20日以後に第4条第1項の指定又は第6条第1項の承認の申請を行う事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年10月25日以後に第4条第1項の指定又は第5条第1項の承認の申請を行う事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日以後に第4条第1項の指定又は第5条第1項の承認の申請を行う事業から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日以後に第4条第1項の指定又は第5条第1項の承認の申請を行う事業から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までに県が誘致活動をしている者に対するこの要綱の適用については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額	補助金の額の限度額
1 本社機能を有する事業所に係る家屋を新設し、又は増設する事業			
①次に掲げる条件を全て満たすもの 一 初期投下固定資産額が、次のア又はイに掲げる企業の区分に応じ、当該ア又はイに定める額以上であること。 ア 中小企業 1,000万円 イ 中小企業以外 3,500万円 二 新規常用雇用者が、次のア又はイに掲げる企業の区分に応じ、当該ア又はイに定める人数以上であること。 ア 中小企業 2人 (本社機能移転に伴い県外から県内に転入する常用雇用者を1人以上含むこと。) イ 中小企業以外 5人 (本社機能移転に伴い県外から県内に転入する常用雇用者を2人以上含むこと。)	本社機能を有する事業所の設置に係る初期投下固定資産の取得に要する経費（第7条第1項の交付の申請の日までに支出する経費に限る。）（仲介手数料、租税公課等を除く。）	補助対象経費の10分の1以内の額	5億円
②上記1-①の事業を行う企業のうち、次に掲げる条件を全て満たすもの 一 東京都の特別区の存する区域から県内に本社機能を有する事業所の全部又は一部を移転すること。 二 移転常用雇用者が10人以上であること。	(1) 本社機能を有する事業所の移転に要する次に掲げる経費（本社機能を有する事業所の設置に係る工事の着手日から操業、営業等の開始までに完了し、第11条第2項に規定する1年目の補助金の実績の報告の日までに支出する経費に限る。）（租税公課を除く。） ア 事業所移転費 イ 従業員転居費 (2) 操業、営業等の開始後6ヶ月を経過するまでの次に掲げる経費（租税公課を除く。） ア シャトルバス借上費 イ 機器リース料 (3) 操業、営業等の開始後24ヶ月を経過するまでの従業員住宅借上費（共益費を含み、敷金、権利金その他これらに類する諸経費及び租税公課を除く。） (4) 従業員住宅取得費（本社機能を有する事業所の設置に係る工事の着手日から操業、営業等の開始までに新たに取得し、第11条第2項に規定する1年目の補助金の実績の報告の日までに支出する経費に限る。）（仲介手数料、租税公課等を除く。）	(1)～(3) 補助対象経費の2分の1以内の額 (4) 補助対象経費の10分の1以内の額	5億円((1)～(4)の通算額)
2 本社機能を有する事業所に係る家屋を賃借する事業			

<p>①新規常用雇用者が、次の各号に掲げる企業の区分に応じ、当該各号に定める人數以上であるもの</p> <p>一 中小企業 2人 (本社機能移転に伴い県外から県内に転入する常用雇用者を1人以上含むこと。)</p> <p>二 中小企業以外 5人 (本社機能移転に伴い県外から県内に転入する常用雇用者を2人以上含むこと。)</p>	<p>操業、営業等の開始後60月を経過する日までの本社機能を有する事業所の設置に係る賃借料（共益費を含み、敷金、権利金その他これらに類する諸経費及び租税公課を除く。）</p>	<p>補助対象経費の2分の1以内の額</p>	<p>3億円 (60月の通算額)</p>
<p>②上記2-①の事業を行う企業のうち、次に掲げる条件を全て満たすもの</p> <p>一 東京都の特別区の存する区域から県内に本社機能を有する事業所の全部又は一部を移転すること。</p> <p>二 移転常用雇用者が10人以上であること。</p>	<p>(1) 本社機能を有する事業所の移転に要する次に掲げる経費（本社機能を有する事業所に係る家屋の賃貸借契約の締結日から操業、営業等の開始までに完了し、第11条第2項に規定する1年目の補助金の実績の報告の日までに支出する経費に限る。）（租税公課を除く。） ア 事業所移転費 イ 従業員転居費 ウ 事業所改装費 (2) 操業、営業等の開始後60月を経過する日までの次に掲げる経費（租税公課を除く。） ア シャトルバス借上費 イ 機器リース料 (3) 操業、営業等の開始後24月を経過する日までの従業員住宅借上費（共益費を含み、敷金、権利金その他これらに類する諸経費及び租税公課を除く。）</p>	<p>(1)～(3) 補助対象経費の2分の1以内の額</p>	<p>5億円 ((1)～(3)の通算額)</p>

備考： 1-②は1-①と、 2-②は2-①とそれぞれ併せて適用できるものとする。